

札幌市環境教育基本方針推進委員会設置要綱

環境局長決裁

(設 置)

第1条 札幌市環境教育基本方針（以下「基本方針」という。）に基づく施策の進捗状況や効果などを評価・検証し、また、基本方針の改定に関して、意見交換するため、「札幌市環境教育基本方針推進委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(討議事項)

第2条 委員会における討議事項は、基本方針に基づく施策の進捗状況や効果等に関すること及び基本方針の改定に関することとする。

(組 織)

第3条

- 1 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 2 委員数は15人以下とする。
- 3 委員会に会長1人及び副会長1人を置き、委員の互選により、これを定める。
- 4 会長は委員会を総括する。
- 5 副会長は、会長を補佐するとともに、会長に事故あるとき又は会長が不在のときは、その職務を代理する。
- 6 委員会は、必要に応じて臨時委員を置くことができる。
- 7 臨時委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 8 臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事項に関する討議が終了したときは、委嘱を解かれるものとする。

(任 期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会 議)

第5条

- 1 委員会の会議（以下、「会議」という。）は、必要の都度、会長が招集し、会長は会議の議長となる。
- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開催することができない。
- 3 会議は原則的に公開とする。

- 4 会議に出席した委員の謝礼については、札幌市特別職の職員の給与に関する条例別表「附属機関」の項「上記以外の委員その他の構成員」の目に定める報酬日額に準じるものとする。

(庶 務)

第6条 委員会の庶務は、環境局環境都市推進部環境計画課において行う。

(そ の 他)

第7条 この要綱において定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員会において定める。

附 則

この要綱は平成22年4月1日から施行する。

この要綱は平成27年1月9日から施行する。

この要綱は平成30年4月1日から施行する。